

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 コモディイイダ松戸新田店
- 2 所在地 松戸市松戸新田字平次郎屋舗62番地1ほか
- 3 建物設置者 エムエヌケー株式会社 代表取締役 神谷隆一
- 4 小売業者名 株式会社コモディイイダ（業種：食料品・衣料品 ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
 - （変更前） 午前10時（年間60日は午前9時）
 - （変更後） 午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前9時30分（年間60日は午前8時30分）～翌午前0時30分
 - （変更後） 午前8時30分～翌午前0時30分
- 6 変更年月日 平成25年4月16日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年3月21日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年5月14日～平成25年9月14日
 - (3) 説明会 平成25年5月7日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 松戸市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年9月25日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、開店時間について午前10時（年間60日は午前9時）を同年1時間早める変更及び、それに伴う駐車場利用時間の変更で、騒音等周辺環境への影響はほとんどないこと
- (2) 法第8条第1項に規定する松戸市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

1	店舗面積：1,717㎡
2	駐車場の収容台数：83台
3	駐輪場の収容台数：115台
4	荷さばき施設の面積：38㎡
5	廃棄物等の保管施設の容量：18m ³
6	開店時刻：午前9時 閉店時刻：午前0時
7	駐車場利用可能時間帯： 午前8時30分～午前0時30分
8	駐車場の出入口の数：1か所
9	荷さばき可能時間帯： 午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 コモディイイダ北小金店
- 2 所在地 松戸市小金字天王脇40番地1
- 3 建物設置者 株式会社サジェスト 代表取締役 宮内宗頼
- 4 小売業者名 株式会社コモディイイダ ほか（業種：食料品・衣料品 ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前10時（年間60日は午前9時）
(変更後) 午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時45分（年間60日は午前8時45分）～午後10時
(変更後) 午前8時45分～午後10時
- 6 変更年月日 平成25年4月16日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年3月21日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年5月7日～平成25年9月7日
 - (3) 説明会 平成25年5月7日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 松戸市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年9月10日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、開店時間について午前10時（年間60日は午前9時）を同年1時間早める変更及び、それに伴う駐車場利用時間の変更で、騒音等周辺環境への影響はほとんどないこと。
- (2) 法第8条第1項に規定する松戸市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,396㎡
- 2 駐車場の収容台数：21台
- 3 駐輪場の収容台数：91台
- 4 荷さばき施設の面積：71㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：30m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時45分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後9時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ビッグハウス横芝店
- 2 所在地 山武郡横芝光町栗山字稔台4572番ほか
- 3 建物設置者 株式会社タイヨー 代表取締役 森田剛
- 4 小売業者名 株式会社タイヨーほか（業種：食品スーパーほか）
- 5 変更しようとする事項

（1）小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 開店時刻は午前8時、閉店時刻は午後9時45分

（変更後） 開店時刻は午前7時、閉店時刻は翌午前0時

（2）駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前7時45分～午後10時

（変更後） 午前6時45分～翌午前0時15分

- 6 変更年月日 平成25年4月10日

7 処理経過

（1）届出日 平成25年3月25日

（2）公告縦覧期間 平成25年4月16日～平成25年8月16日

（3）説明会 平成25年5月10日（金） 午後3時、午後5時
横芝光町文化会館

8 市町村・住民等の意見

（1）横芝光町の意見 あり「夜間の歩行者への安全注意の徹底」

設置者の対応 「現状の明るさ等を確認し、必要と判断した場合に、照明を追加します。」

（2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年10月10日通知

<理由>

（1）この届出は、営業時間の延長及びそれに伴う駐車場の利用時間の延長で、一部来客車両走行音が基準を超過しておりますが主要地方道の環境騒音以下であることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。

（2）法第8条第1項に規定する横芝光町からの意見については、適切に対応されていること及び同条第2項に規定する住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：4,450㎡
- 2 駐車場の収容台数：289台
- 3 駐輪場の収容台数：123台
- 4 荷さばき施設の面積：232㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：101m³
- 6 開店時刻：午前7時
閉店時刻：午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前6時45分～翌午前0時15分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後7時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 モリシア
- 2 所在地 習志野市谷津一丁目1340番地10
- 3 建物設置者 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社 ほか（業種：食料品・日用生活用品 ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - （変更前） 883台
 - （変更後） 781台
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 地下駐車場 午前8時から翌午前2時30分まで
 - 立体駐車場 午前8時から翌午前2時30分まで
 - 平面駐車場 午前0時から翌午前0時まで
 - （変更後） 地下駐車場 午前0時から翌午前0時まで
 - 立体駐車場 変更なし
 - 平面駐車場 午前6時から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置
 - （変更前） 6か所
 - （変更後） 5か所
- 6 変更年月日 平成25年4月1日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年3月28日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年4月26日～平成25年8月26日
 - (3) 説明会 平成25年5月13日（月）
 - モリシア オフィス棟7階会議室
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 習志野市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：33,185㎡
- 2 駐車場の収容台数：781台
- 3 駐輪場の収容台数：800台
- 4 荷さばき施設の面積：872㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：716㎡
- 6 開店時刻：午前0時
- 閉店時刻：午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前0時～翌午前0時
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前0時～翌午前0時

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年9月25日通知

<理由>

- (1) この変更届出は従来借りていた一部駐車場の返却に伴うもので、駐車場の収容台数が減となるものの必要駐車台数は確保しており、騒音予測の結果において夜間最大値が一部において基準値を上回るものの直近住宅外壁において基準値以下であることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する習志野市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 テックランド銚子店
- 2 所在地 銚子市三崎町二丁目2613番1ほか
- 3 建物設置者 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
- 4 小売業者名 株式会社ヤマダ電機（業種：家電専門店）
- 5 変更しようとする事項
 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前) 1か所
 (変更後) 2か所
- 6 変更年月日 平成25年3月30日
- 7 処理経過
 (1) 届出日 平成25年3月29日
 (2) 公告縦覧期間 平成25年4月26日～平成25年8月26日
 (3) 説明会 平成25年4月23日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 (1) 銚子市の意見 なし
 (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年10月8日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、駐車場の出入口の増設で、交通、騒音等も指針を満たし、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する銚子市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,984㎡
- 2 駐車場の収容台数：125台
- 3 駐輪場の収容台数：27台
- 4 荷さばき施設の面積：75㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：38m³
- 6 開店時刻：午前10時
 閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
 午前9時30分～午後10時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
 午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ランドローム勝田台店
- 2 所在地 佐倉市西志津三丁目102番1ほか
- 3 建物設置者 岩井登久子ほか
- 4 小売業者名 株式会社ランドロームジャパン（業種：食料品専門店（スーパー））
- 5 変更しようとする事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 - （変更前） 午後8時
 - （変更後） 午後9時45分
 - （2）駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前8時30分～午後8時30分
 - （変更後） 午前8時30分～午後10時
- 6 変更年月日 平成25年4月12日
- 7 処理経過
 - （1）届出日 平成25年4月10日
 - （2）公告縦覧期間 平成25年5月14日～平成25年9月14日
 - （3）説明会 平成25年4月30日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - （1）佐倉市の意見 なし
 - （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年9月25日通知

<理由>

- （1） この変更届出は、閉店時間について午後8時を午後9時45分に繰り下げる変更及び、それに伴う駐車場利用時間の変更で、夜間に係るものでなく騒音等周辺環境への影響はほとんどないこと。
- （2） 法第8条第1項に規定する佐倉市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,334㎡
- 2 駐車場の収容台数：44台
- 3 駐輪場の収容台数：20台
- 4 荷さばき施設の面積：48㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：19㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時45分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ニトリ松戸店
- 2 所在地 松戸市松戸七畝割2301番地1ほか
- 3 建物設置者 オリックス銀行株式会社 代表取締役 潮明夫
- 4 小売業者名 株式会社ニトリ（業種：家具・インテリア用品）
- 5 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前） 4か所
（変更後） 5か所
- 6 変更年月日 平成25年5月1日
- 7 処理経過
（1）届出日 平成25年4月30日
（2）公告縦覧期間 平成25年5月17日～平成25年9月17日
（3）説明会 平成25年5月16日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
（1）松戸市の意見 なし
（2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年10月3日通知

<理由>

- （1） 今回の変更は駐車場出入口を4箇所から5箇所へ変更するものであり、増加する1箇所は緊急時用であること、既存出入口がある道路へ追加されるものであることから、交通等周辺環境への影響が軽微であること
- （2） 法第8条第1項に規定する松戸市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。
- （3） 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：5,004㎡
- 2 駐車場の収容台数：242台
- 3 駐輪場の収容台数：50台
- 4 荷さばき施設の面積：220㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：32m³
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～午後9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前9時～午後8時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ライフガーデン新浦安
- 2 所在地 浦安市富岡三丁目3番17号ほか
- 3 建物設置者 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健
- 4 小売業者名 サミット株式会社ほか（業種：食料品専門店ほか）
- 5 変更しようとする事項
小売業を行う者の開店時刻
ウエルシア関東株式会社
（変更前） 午前10時
（変更後） 午前9時
- 6 変更年月日 平成25年5月30日
- 7 処理経過
（1）届出日 平成25年5月2日
（2）公告縦覧期間 平成25年5月24日～平成25年9月24日
（3）説明会 平成25年5月27日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
（1）浦安市の意見 なし
（2）住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：4,818㎡
- 2 駐車場の収容台数：224台
- 3 駐輪場の収容台数：273台
- 4 荷さばき施設の面積：204㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：68m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前1時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～翌午前8時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年9月25日通知

<理由>

- （1） この変更届出は、一部の小売業者が開店時刻を昼間の範囲内で1時間早める変更であり、既に他小売業者が開店している時間帯の範囲である。騒音も基準値を満たしており、周辺環境への影響が軽微であると認められること。
- （2） 法第8条第1項に規定する浦安市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 カインズモール市原
- 2 所在地 市原市更級3丁目1番地1
- 3 建物設置者 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅
- 4 小売業者名 株式会社カインズ ほか（業種：日常生活用品・住宅関連商品 ほか）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻
 - （変更前） 午前8時
 - （変更後） 午前7時（カインズ資材館のみ変更）
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前） 午前7時30分～午後9時30分
 - （変更後） 午前6時30分～午後9時30分（カインズ資材館前130台のみ変更）
- 6 変更年月日 平成25年5月7日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成25年5月2日
 - (2) 公告縦覧期間 平成25年5月24日～平成25年9月24日
 - (3) 説明会 平成25年5月23日 説明会不要承認
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 市原市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成25年10月8日通知

<理由>

- (1) この変更届出は、一部店舗で開店時間を昼間の範囲内で1時間早める変更及びそれに伴う駐車場利用時間の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に規定する市原市及び同条第2項に規定する住民の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：19,779㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,141台
- 3 駐輪場の収容台数：642台
- 4 荷さばき施設の面積：593㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：96m³
- 6 開店時刻：午前7時
 （カインズ資材館以外は午前8時）
 閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
 午前6時30分～午後9時30分
 （カインズ資材館前130台以外は、
 午前7時30分～午後9時30分）
- 8 駐車場の出入口の数：7か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
 午前6時～午後9時